

クラウドファンディングに関するQ & A

Q 1 この制度の特徴は何か。

A 1 NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援を行いたいと思われた市民等からインターネットを通して資金を募ります。「特定非営利活動促進事業」と概要は同じであり、資金を募る手段が異なります。

具体的には、ポータルサイト上の掲載方法の違いとして、通常の寄付募集を行う場合は、寄付先として複数団体の事業内容を一覧にして掲載しておりますが、クラウドファンディングでは1つのプロジェクトごとにページを設けて、事業内容を掲載します。活動への想いや背景を寄付者へ存分にお伝えすることができ、また、寄付金額・支援人数などをリアルタイムで反映することが可能です。

Q 2 通常の特定非営利活動促進事業と事務作業の異なる点は。

A 2 ポータルサイト「さとふる」(CAMPFIRE)に公開する事業の取組内容やスケジュール、寄付の使い道などを紹介するプロジェクトページを作成していただきます。

クラウドファンディング実施期間中は目標金額、達成率が常にポータルサイト上に公開されている状態であり、目標金額への達成率を高めていただくためにも、チラシ・SNS・関係者へのご案内など積極的な広報を行っていただきます。

また、プロジェクト終了後は寄付金の使い道を寄付者へ報告(公表)していただきます。

Q 3 プロジェクトページには何を記載するのか。

A 3 プロジェクトページとは、事業目的(解決したい地域課題・魅力発信)、寄付金の使い道やスケジュールなど、事業内容について詳しく紹介するページです。寄付者の方が活動内容をイメージしやすいよう、活動写真や事業関係者の声などを掲載することが可能です。

Q 4 目標金額を達成しなかった場合、プロジェクトは実施されないのか。

A 4 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった分だけ寄付金を受け取ることが可能です。なお、集まった寄付金額に関わらずプロジェクトを実施していただき、プロジェクト終了後は寄付金の使い道を寄付者へ報告(公表)していただきます。

Q 5 プロジェクト終了後に行う「寄付者へ報告(公表)」とはどのようなことをするのか。

A 5 目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった寄付金の使い道について、画像や数字などを使って具体的に分かりやすく、SNS、メールマガジン、NPO団体のHP等を活用して寄付者へ報告していただきます。

寄付者を大切にし、積極的にコミュニケーションを持っていただくためにも、プロジェクト終了後

も寄付者とつながっていただきたいと思います。

Q 6 寄付はどのようにして行うのか。

A 6 11 月・12 月のクラウドファンディング実施期間中は、寄付金額・達成率・支援人数がリアルタイムで反映されるよう、原則**ポータルサイトのみの受付**としております。(ポータルサイトからの申込が難しい場合、ご相談ください。)

なお、企業等といった法人による寄付については、クラウドファンディング実施期間中も引き続き、寄付申込書による受付とさせていただきます。

【11 月・12 月】

個人：受付方法 ポータルサイト「さとふる」(CAMPFIRE)

払い込み方法 クレジット等

法人：受付方法 寄付申込書

払い込み方法 市への持参、納付書、現金書留、口座振込

Q 7 クラウドファンディングの具体的な実施期間は。

A 7 **11 月 1 日から 12 月 29 日**までとなります。

Q 8 事業申請額が 50 万円以上とのことだが、クラウドファンディング実施期間前に寄付が入り、クラウドファンディング開始時には 50 万円未満の事業規模になった場合でも実施可能であるのか。

例：① 5 月に事業申請額 50 万円で採択&寄付募集開始

② 8 月に 10 万円の寄付があった

③ 11 月～12 月 (クラウドファンディング実施時期)

10 万円の寄付が実施期間前に入ったことにより、残りの募集額は 40 万円となった。

A 8 クラウドファンディング実施時点で実施事業が 50 万円以上の規模である必要があるため、上記の例の場合は、**事業変更届**をご提出いただく必要がございます。

例：① 5 月に事業申請額 50 万円で採択&寄付募集開始

② 8 月に 10 万円の寄付があった

③ 事業変更届の提出 (申請額を変更)

④ 11 月～12 月

目標金額 50 万円でクラウドファンディング実施

クラウドファンディング開始前に寄付が集まることも鑑みて、申請額は 50 万円よりも余裕をも
って見込まれることをお勧めいたします。

Q 9 寄付額が目標金額 (交付申請額) を超過する場合、超過分も受取りが可能であるか。超過分の取扱

いはどうなるのか。

A 9 目標金額を超過する分も交付可能です。通常の NPO 事業の寄付と同様に当該年度の事業計画を増額変更、または、翌年度以降に繰越ししていただくことを想定しています。（増額変更の申請は 12 月 25 日（記載の日が閉庁日に当たるときは直前の開庁日）まで）

※「特定非営利活動促進事業に関する Q & A」P.4 Q17 を参照

■事業計画を増額変更する場合

- 例：① 11～12 月 目標金額 100 万円でクラウドファンディング実施
② 12 月中旬時点 寄付が 150 万円集まった。
③ 12 月 25 日までに事業変更届の提出（申請額を 100 万円→150 万円に変更）
④ 3 月に 150 万円交付

■翌年度以降に繰越しする場合（翌年度もクラウドファンディングを実施する場合）

- 例：① R○年度 11～12 月 目標金額 100 万円でクラウドファンディング実施
② R○年度 12 月末時点 寄付が 150 万円集まった。
③ R○年度 3 月 100 万円交付（超過分の 50 万円は翌年度に繰越）

-
- ④ R▲年度 4 月～7 月 申請書提出（申請額は 50 万円以上必要）
⑤ R▲年度 R▲年度の寄付額+R○年度繰越額の 50 万円を交付

以 上